

江別市、株式会社北洋銀行及び株式会社Sustechとの
地域脱炭素社会の実現に向けた連携協定

江別市（以下「市」という。）、株式会社北洋銀行（以下「北洋銀行」という。）及び株式会社Sustech（以下「Sustech」という。）は、地域脱炭素社会の実現に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市、北洋銀行及びSustechが、相互に連携・協力し、江別市域の脱炭素化を推進し、地域脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを目的とする。

（連携事項等）

第2条 市、北洋銀行及びSustechは、次の各号に掲げる事項について、相互に意見交換を行い、各号に関し、市、北洋銀行及びSustechで実施される事業等（以下「連携事業」という）の実施に際し、それぞれの役割分担の下、連携して取り組むこととする。

- （1）温室効果ガス排出量の可視化及び分析に関する事項
- （2）温室効果ガス排出量の削減に向けた取組に関する事項
- （3）地球温暖化対策の普及啓発に関する事項
- （4）その他目的達成のために協議により定める事項

2 連携事業を円滑に実施するため、市、北洋銀行及びSustechは必要に応じて協議の場を設ける。また、連携事業を具体的に実施するに当たっては、3者協議の上その内容を別途定めるものとする。

3 北洋銀行及びSustechは、市と協議の上、連携事業の一部を北洋銀行及びSustechの関係会社を実施させることができる。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに市、北洋銀行及びSustechのいずれかから特段の申出がなければこれを1年間更新し、その後も同様とする。

（協定の変更又は解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、市、北洋銀行及びSustechが協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（秘密保持）

第5条 市、北洋銀行及びSustechは、この協定に基づく連携事業の検討及び実施に当たり、互いに知り得た相手方の秘密情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。なお、秘密情報と

は、連携協定に関して、いずれかの当事者（以下、秘密情報を開示する当事者を「開示者」という。）から他の当事者（以下、秘密情報を受領する当事者を「受領者」という。）に対し開示される一切の情報のうち、次の各号に定める条件のいずれかを満たすものとする。

（１）書面、物品、電磁的記録（電子メール、電子媒体）、その他の有体物により開示される場合には、秘密情報に「秘密」等の表示を付することにより秘密情報である旨を明示して、受領者に開示される情報

（２）秘密情報が口頭（電話等による通信を含む。）、視覚的手段、その他前号以外の方法により開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密である旨を明確に示し、かつ開示時点から３０日以内に秘密である旨を書面にて受領者に交付される情報

２ 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、連携協定における秘密保持義務から除外されるものとする。

（１）開示者から開示を受けた際、既に自らが所有していた情報

（２）開示者から開示を受けた際、既に公知であった情報

（３）開示者から開示を受けた後、受領者の責に帰さず公知となった情報

（４）開示者から開示を受けた後、開示された秘密情報と関係なく独自に開発した情報

（５）正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

３ 第１項にかかわらず、受領者は、裁判所その他受領者を規制する権限を有する公的機関（以下「公的機関等」という。）から開示の命令、又は要請等を受けた場合、法令上許容される限りにおいて速やかに開示者に連絡し、必要最小限の範囲内で秘密情報を公的機関等に対して開示できるものとする。

４ 受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報について、その秘密保持義務及び漏えい防止を図るため次の各号を遵守する。

（１）秘密情報を本協定第１条所定の目的以外に使用しない。

（２）秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しない。ただし受領者の子会社・関係会社、又は連携協定に基づく連携事業につき各当事者が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーへの開示は除外する。

（３）秘密情報の保管場所及び保管方法を定め、他の情報と区別し、善良なる管理者の注意をもって管理し、秘密情報の開示を受ける役員及び従業員についても必要最小限に限定する。

（４）本協定に基づく連携事業を遂行するために必要な限りにおいて、開示者の承諾なく複写又は複製を作成することができる。その場合には、受領者は当該複写又は複製物も開示者の秘密情報として取り扱う。

（５）本項第２号の規定に基づき秘密情報の開示を受けた第三者（ただし、法令上秘密保持義務を負う者を除く。）及び秘密情報を取り扱う受領者の全ての役員及び従業員（派遣社員・契約社員・臨時雇用社員、職員等を含む。）に、本条において自らが負う義務と同等の義務を課すとともに、その行為について役員及び従業員と連帯して責を負う。

５ 当事者のいずれかが、連携協定に関する事項の社外発表、プレスリリースその他の公表を行う場合、その当事者は他の当事者に対して、事前に書面により内容、時期及び方法等について通知するとともに、当該公表の実施及び内容について他の当事者から事前に書面による同意を

得るものとする。

- 6 市、北洋銀行及びSustechは、本協定が第3条に定める有効期間の満了により効力を失った後1年間は、第4項及び第5項による秘密保持義務を負う。
- 7 第3条に定める本協定の有効期間が満了した場合又は有効期間内であっても開示者の要求があった場合には、受領者は、自ら又は受領者より開示を受けた第三者が保有する秘密情報を、速やかに廃棄又は返還するものとする。ただし、法令等又は社内規則に基づき保管が必要なものについては、本協定書の条件に従うことを条件として、引き続き保管することができる。

(譲渡禁止)

第6条 各当事者は、他の当事者の書面による事前の承認を得ることなく、本合意書上の地位又は本合意書に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 各当事者は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に現在及び将来にわたって該当しないこと、並びに、反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。

- (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 各当事者は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の当事者の信用を棄損し、又はその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 各当事者は、反社会的勢力への該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、他の当事者に対し調査に協力するよう求めることができるものとし、求められた当事者は、これに必要な資料を提出しなければならない。

4 各当事者は、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、他の当事者が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、当事者間で締結された全ての契約を解除することができる

ものとする。また、当該解除を行った当事者は、これにより生じた損害を賠償する責を負わず、解除された当事者は解除により生じた損害につき、解除した当事者に一切の請求を行わないものとする。

(誠実協議)

第8条 本合意書に定めのない事項又は本合意書の条項に疑義が生じた場合には、各当事者は誠実に協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月22日

江別市高砂町6番地

江別市

江別市長 後藤 好人

札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社北洋銀行

取締役頭取 津山 博恒

東京都港区芝3丁目1番14号芝公園阪神ビル5階

株式会社Sustech

代表取締役 飯田 祐一郎